

平成 19 年 4 月から



70歳未満の方が入院したときの、 高額療養費の窓口負担が緩和されます

これまで、70歳未満の方は、医療機関に自己負担額を支払いした後、高額療養費の支給申請をしていましたので、高額な医療費を支払う必要がありました。

平成19年4月診療分からは、自己負担額のうち、高額療養費に該当した部分を医療機関が直接下野市国民健康保険に請求するため、窓口で支払う必要がなくなります。

(高額療養費のみが対象であり、それ以外の部分は医療機関窓口で支払う必要があります)

この制度を利用する場合は、必ず市保険年金課へ申請が必要です。

なお、70歳以上の方はすでにこの制度が適用されています。

利用できる方

70歳未満で、下野市国民健康保険に加入している被保険者で、国民健康保険税を滞納していない世帯の方

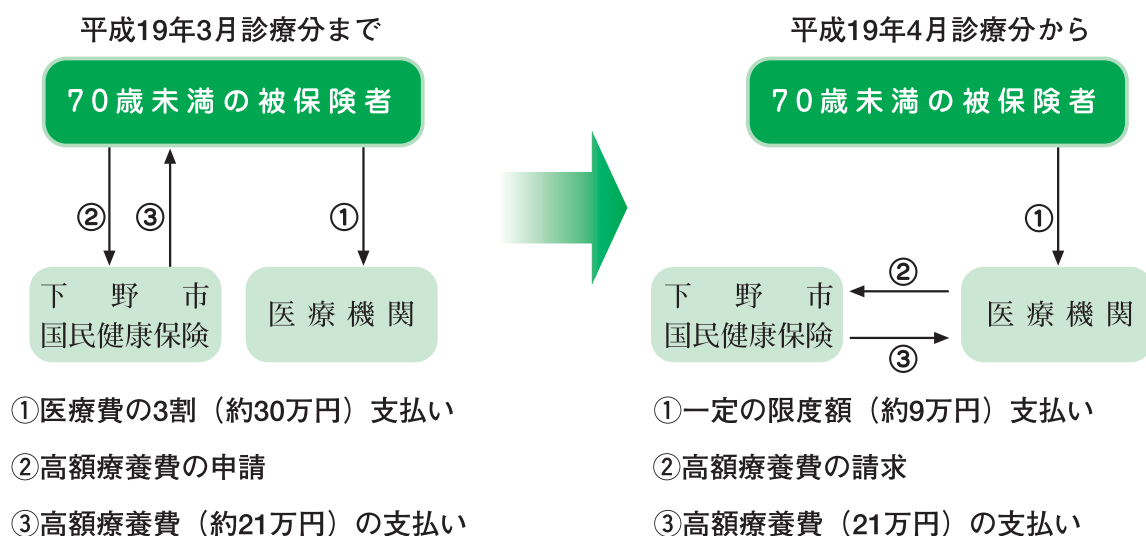
手続きの方法

入院前に、市保険年金課に限度額適用認定証の交付申請をしてください。

入院の際、市より限度額適用認定証を交付しますので、医療機関に提示してください。

高額療養費は保険診療された分のみが対象となります(食事代や保険適用外の診療、差額ベッド代などは含まれません)

例：入院して、医療費総額が100万円かった場合



問い合わせ先

保険年金課国保係 ☎40-5558

平成 19 年 4 月から



出産育児一時金受取代理制度が始まります

出産育児一時金受取代理制度とは？

下野市国民健康保険に加入されている方が出産された場合、出産育児一時金として35万円を世帯主に支給しています。

この出産育児一時金を、出産費用として医療機関等が世帯主に代わって受け取る制度です。

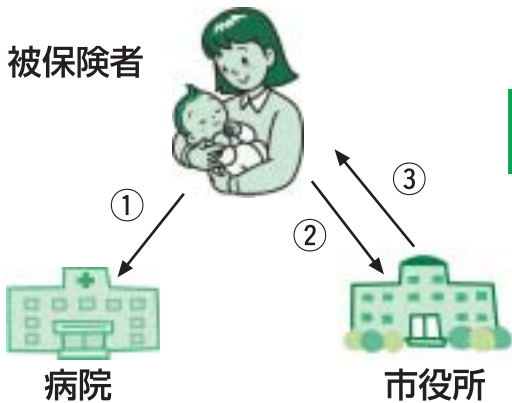
この制度を利用すると、出産費用が35万円を超えた場合、被保険者は超えた分だけを医療機関等に支払い、35万円未満の場合は医療機関等への支払いはなくなります。なお、35万円との差額は世帯主の口座に振込みます。

この制度は希望した場合のみ対象となります。また、出産予定日の1か月前に手続きが必要です。

(手続きしなかった場合は、今までどおり世帯主に支給されます)

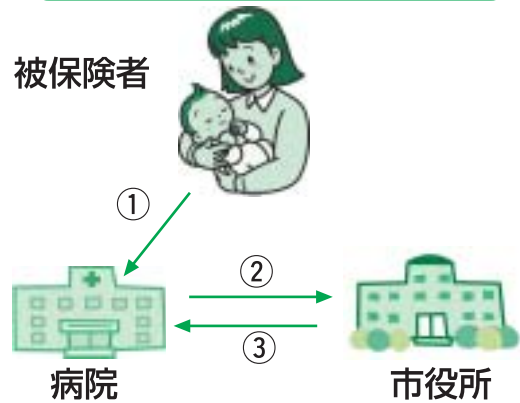
例：出産費用が 40 万円かった場合…

平成 19 年 3 月出産分まで



- ① 退院時に出産費用40万円を支払う
- ② 出産後、市役所に出産育児一時金の支給申請をする
- ③ 出産育児一時金35万円が支給される

平成 19 年 4 月から
受取代理制度を利用した場合



- ① 退院時に35万円を超える費用5万円のみ支払う
- ② 病院から市役所へ出産育児一時金の請求
- ③ 出産育児一時金35万円を病院へ支給する

利用できる方

下野市国民健康保険に加入している被保険者で、国民健康保険税を滞納していない世帯の方
他保険から出産育児一時金が支給される場合は利用できません。

手続きの方法

保険年金課国保係（国分寺庁舎）の窓口で書類をお渡しします。出産予定日の1か月前に母子手帳等をお持ちになり、手続きをお願いします。

問い合わせ先

保険年金課国保係 ☎40 - 5558